



年末調整とそれに必要なマイナンバーについて

※ はじめに

9月が終わり、平成28年も4分の3が終わりました。まだまだ日中は半袖で過ごせますが、朝晩の冷え込みには秋の到来を感じます。

さて今回の事務所通信は、年末調整のお話です。手順や必要書類の紹介などは置いておいて、基本的に何のための処理なのか、必要書類が集まらない時の集め方、段取りよく進める方法を記載しております。

また、今年の年末調整に係るマイナンバーの処理についても記載しております。昨年の10月より配布が始まったマイナンバーですが、実務に沿うように改正が加えられている点もご紹介します。それを踏まえてどのような運用が必要かを記載します。

※ ワンポイント解説

年末調整のおさらい

何のためにするのか、源泉徴収票に記載されている内容など、処理しているとあまり気にされない部分を記載していきます。

今回のマイナンバーについて

改正を踏まえ、今回の年末調整時に必要な処理について記載します。

※ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフ近況

ワンポイント解説

I. 年末調整のおさらい

① 何のためにするのか

会社から給料をもらっている人（給与所得者）が、その年1月から12月までの給与収入に係る所得税を確定させるために行います。毎月のお給料から天引きされる源泉所得税は、その時々¹の扶養の状況や収入金額に応じて決まりますので、例えば年の途中で扶養の人数が増えた場合は、年間を通して考えますと、その増えた時点までの源泉徴収税額は高額になりますので、年末調整で還付となることが多いです。

② 源泉徴収票がない時は？

年の途中で入社した者の場合には、前職の勤務先から発行された源泉徴収票が必ず必要です。前職の源泉徴収票には、1月から辞めるまでに支給された給与、天引きされた社会保険料や源泉所得税の合計額が記載されますので、基本的には前職での最後のお給料が出た時点で入手可能となりますが、実務的には年末調整時期まで発行されない事業所も多いと思います。どうしても前職勤務先に発行してもらえない場合には、年内に前職で支給された給与・賞与のすべての明細がそろっていれば、その書類から発行されるべき源泉徴収票に記載される金額は計算できますので、代用してあげてもよいかと思えます。逆に、年明けすぐの採用だったので年内に別の事業所で勤務していなかった場合や、個人事業を営んでいた方については、前職の情報は不要です。

③ 控除証明書がない時は？

今月の中旬から生命保険会社や日本年金機構などか

ら、年末調整に係る控除証明書が送られてきます。最近契約した生命保険や、最近追納した国民年金は控除証明書に反映されていないことがありますので気を付けましょう。

④ その他の注意点

新入社員の方については、初めての年末調整となるかと思いますが、扶養控除申告書の記載内容について若干注意が必要です。

➤ 寡婦 or 寡夫である場合

配偶者の欄に「無」の記載があり、子どもを扶養している内容の記載がある場合には、念のため離婚なのか、未婚の母 or 父なのか、確認しておきましょう。現行法では未婚の母 or 父であれば寡婦 or 寡夫控除は適用できません。なかなか話しにくい内容ですので、初めての年末調整のタイミングで「税務上必要ですから」と確認しましょう。逆に扶養親族欄に子どもの名前があるのに寡婦 or 寡夫欄にチェックが入っていない場合には、上記の内容を確認してチェックを入れてあげましょう。

➤ 国民健康保険料が不明の場合

年末調整に使用する控除関連の優遇制度は、原則として控除証明書が必要ですが、国民健康保険料について控除証明書は不要です。そもそも「控除証明書」という書類は発行されず、年明けに年内に支払った国民健康保険料はいくらか記載された通知書が送られてきますが、こちらは主に確定申告をする方に対する資料として送られています。そこで年内に支払った国民健康保険料を確認する方法ですが、従業員のお住いの市区町村役場に電

話で問い合わせるとすぐに教えてくれます。名前・住所・生年月日で個人を特定するそうで、大方の自治体がこの方法で対応してくれます。

⑤ うまく進めるコツ ～期限を切る～

大抵の控除証明書は、遅くとも 11 月初旬には揃いますので、11 月中旬に提出期限を設けます。事情により提出期限に間に合わない者のみ 11 月末までの猶予を与え、12 月に入る頃には資料が完備している、という状況が望ましいですね。

控除証明書が送られてくる前の時点、つまり 10 月末までに年末調整の説明資料を配布し、場合によっては簡単な説明会を開催して、扶養控除申告書や保険料及び配偶者特別控除申告書の記載方法や控除証明書などの提出期限について従業員に説明しておく、と、ある程度資料の提出はスムーズになると思います。年末調整の資料は、提出しないと従業員自身が損になりますので、そのことを念入りに伝えましょう。

Ⅱ. 今年のマイナンバーについて

平成 28 年 3 月 31 日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」により、税務関係書類へのマイナンバー記載対象書類の見直しが行われました。その変更点を踏まえ、今年の年末調整においてはマイナンバーについてどのように対処すればよいのかを記載します。

① 扶養控除申告書について

こちらは従来通り、マイナンバーの記載が原則必要になります。従業員本人についてはもちろん、その扶養親

族についても記載が必要です。ただし、以前に提出を受けた扶養控除申告書などの資料からマイナンバーを受領してあり、そのマイナンバーを別途管理する帳簿が備え付けてある場合には不要となります。今年の年末調整にあてはめると、昨年度の年末調整時に受領した H28 年度扶養控除申告書にマイナンバーの記載があつて、その時点で本人確認を行い、管理帳簿を整備していれば、この度提出される H29 年度扶養控除申告書に記載される扶養親族に異動がなければ、マイナンバーの記載は不要となります。

② 保険料及び配偶者特別控除申告書について

生命保険料の金額や個人で支払った国民健康保険料、国民年金などの金額を記載するこちらの申告書には、マイナンバーの記載は不要となりました。

③ 住宅借入金等特別控除申告書について

年末調整で住宅ローン控除を受ける人はこの申告書を借入先金融機関から発行される残高証明と一緒に提出しなければなりません。こちらの書類にもマイナンバーの記載は不要です。

④ その他の注意点

従業員に提出を断られた場合には、督促をした経緯を記録しておけば、記載がなくても会社に罰則はなく、書類も受理されます。

従業員が辞めた場合のその者のマイナンバーは、扶養控除申告書の保存期間に沿って保存が必要になりますので、退職日を含む年の翌年 1 月 10 日から 7 年間の保存が必要になります。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー		

☆ スタッフ近況 ☆

事務所を開設し、10月1日で丸4年を迎えることができました。

こうして無事4周年を迎えることができたのは、ひとえに皆様のご支援のお陰と深く感謝しております。この場を借りて心より厚く御礼申し上げます。

5年目がスタートし、初心を忘れず新たな気持ちで邁進していきたいと考えております。

これからも皆様から信頼され、親しみをもって頂ける事務所となり、末永く皆様のお力と成れるように日々精進してまいります。今後とも よろしくお願い致します。(武原)

